

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		揚水施設による地下水の採取の停止命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 9 8 条 第 2 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話 : 048-829-1331)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	さいたま市生活環境の保全に関する条例第 9 2 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないでその構造が施設基準に適合しない揚水施設により地下水を採取している場合又は第 9 8 条第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、地下水位の低下による被害を防止するため緊急を要すると認めるとき又は当該被害を防止する方法が一時停止命令以外にないと認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		